

## 1 項目検討の基本的方針について

### (1) 他の条例で規定されている項目について

例えば「ポイ捨ての禁止」など環境の観点からすでに条例で規定されている項目について、火災予防の観点から改めて「安全・安心条例」に規定することという考え方がある。

ただ、ひとつの事項について複数の条例で規定した場合、条例の適用を受ける区民に混乱を招く可能性がある。

また「ポイ捨てなどごみの処理については、条例の規定に準拠しなければならない」など他の条例に準拠を求める規定も考えられるが、条例の根拠を条例に求めることは法体系上困難である。

さらには、既存の条例については、他の所管組織で検討・対応してきた経緯と今後の方針もある。

そこで他条例で規制されている項目については、この条例では盛り込まないこととする。

### (2) 区民の権利を制限する規定について

例えば防犯上問題のある空き家は区が取り壊せるよう、または塀を越えて伸びた樹木については、死角をなくすため、区が伐採することができるよう、区民の権利を制限する規定を盛り込む考え方がある。

現在の練馬区の基本的な考えは、区民の権利を制限する規定は、その制限をしないと他の区民が確実に不利益をこうむる場合に限るといものである。「安全・安心条例」でいえば、その制限をしないと確実に犯罪・火災が発生する場合に限られることとなる。

現在「安全・安心条例」での規定を考えている項目には、制限をしないことにより、可能性は高くなっても、確実に犯罪火災が発生するとまでは言えるものはないものと考えられる。

そこで、当初は区民の権利を強制的に制限する規定は設定しないこととする。

### (3) 「罰則」について

「安全・安心条例」に規定した項目について、罰則の規定がないとその実効性がない、という考え方がある。

罰則については、上記同様、規定の違反が確実に犯罪・火災の発生に結びつくものや、いわゆる区民に課せられた「義務」に違反した場合に、その結果として、他の者が著しく不利益をこうむる場合に限られる、とされている。

現在「安全・安心条例」での規定を考えている項目は、「義務」というより、いわば区民相互のルール・マナー・道徳の部分を求める規定であり、これらの項目は、区民各個人に守っていただく項目であり、区が罰則を設けるような性格のものではないと考える。

また罰則は、適用を受ける事例が全体のごく一部となり、不公平感を克服しがたい側面もある。

そこで、当初はこの条例では罰則について規定しないこととする。

## 2 「安全・安心条例」に盛り込む項目の検討

「項目」欄の「 」はこれまでの協議会・専門部会等において、「安全安心条例」に盛り込むべきと、委員から提案のあった項目。「他自治体の状況」欄の「 」は特別区のうち多数の自治体で規定している項目。以下同じ

### (1)総則関係

項目	内容	考え方・ポイント	他自治体の状況
条例の目的	「安全安心まちづくり」に関して必要な事項を定め、安全に関する意識向上と、主体的行動・協働を推進する。		
用語の定義			
区の責務	防犯防火の意識啓発		
	地域の自主的活動の支援		
	パトロールなど防犯防火施策の実施		
	防犯防火設備機器の普及促進など環境整備		
	関係機関からの情報収集・地域団体への情報提供		(地域団体への情報提供の規定はなし)
	その他	上記5項目以外の区の責務について	
区民等の責務	自らの安全確保	防犯防火に係る自助の考え方の明文化	
	地域における防犯防火活動への協力	防犯防火に係る互助の考え方の明文化	
	区の実施する防犯防火施策への協力	防犯防火に係る公助の考え方の明文化	
事業者の責務	安全に配慮した事業を運営し、それを阻害する事業活動を禁止する。		
	区の実施する施策への協力		
関係行政機関の責務	警察消防等は、犯罪火災に係る情報について、区民等への提供に努める。		5(千代田・品川・世田谷・杉並・板橋)
	区の実施する施策への協力		
土地建物管理者の責務	管理する土地建物の安全な環境の確保に努める。		7(千代田・港・台東・渋谷・杉並・豊島)
	区の実施する施策への協力		

## (2) 具体的規定関係

	項目	内容	考え方・ポイント	他自治体の状況
防犯関係	街路灯の整備	夜間の犯罪放火を防止するため、街路灯の整備等を行う。	現行要綱に規定があるため、条例では規定しない。	2 (千代田・杉並)
	防犯設備の整備	共同住宅・道路・公園等に防犯設備の設置を推進する。	防犯カメラの条例での取り扱いについて	6 (千代田・港・台東・杉並・豊島・荒川)
	共同住宅等建設時の警察署への協議	共同住宅・商店等不特定多数の者が出入りできる建物を建築する場合は、事前に警察署に対し防犯面の指導を受ける。	当該規定を条例に盛り込む場合、関係機関の協議に時間を要する。	6 (千代田・港・台東・杉並・豊島・荒川)
	資源持ち去り行為の規制	ごみ集積所からリサイクル可能なものを持ち去る行為について規制する。	資源持ち去り行為と防犯防火との関係について	なし
	空き家への対応	防犯防火上問題のある空き家について、区として実態調査を行うとともに、警察消防等関係機関との協議を経て、所有者に通知し、協議の場を設ける。	家屋を撤去する等の規定は所有者の権利を必要以上に制限することとなるため、規定しない。	渋谷
防火関係	個人住宅への火災警報器の設置	既設個人住宅に対する火災警報器の設置の励行または義務付け。設置にあたっての消防署の届出等	都火災予防条例の対象外となっている既設の個人住宅に対する火災警報器の設置にかかる練馬区の対応について	なし
	ポイ捨て・歩行中喫煙の禁止	火災発生の原因となる可能性がある可燃ごみやたばこについてその適正な処理について規定する。	現行条例にて規定済のため、条例では規定しない。	千代田
	ごみの散乱防止	ごみを集積所等にだす場合、事業者が配布したピラが散乱した場合には、適切に処理する。	チラシ・ピラについては規定なし	
子どもの安全	学校施設の安全確保	区立学校の管理者は区・関係機関と協力し学校・通学路の安全対策を推進する。		東京都
	安全教育の実施	区立学校その他子ども関連各区立施設において、職員・子どもに対して安全教育を推進する	安全教育の実施対象施設について 安全教育の内容について	東京都
	緊急避難所の設置	緊急避難所協力者の拡大・マニュアルの作成・地域安全マップの作成・協力者の補償制度の確立など	これまで条例整備されていない緊急避難所の条例での取り扱いについて  区担当組織との調整の必要あり	渋谷

	項目	内容	考え方・ポイント	他自治体の状況
子どもの安全	交通安全施策の実施	子どもを交通事故から守るため、交通安全教育等の交通安全施策を実施する。	子どもの安全確保にかかる交通安全・非行防止・薬物乱用防止・虐待防止の取り扱いについて	なし
	非行防止・薬物乱用防止施策の実施	子どもの非行防止・薬物使用の防止を図るため、必要な施策を実施する。		
	児童虐待防止施策の実施	子どもを児童虐待から守るため、必要な施策を実施する。	区各担当組織との調整の必要あり	なし
その他	区施設の管理・区職員による推進	区施設は他の模範となるよう率先した安全施策を講じる。区職員は率先して安全安心に関する理解を深め、活動を行う。	他自治体では当該規定の例なし	なし
	要保護者への配慮	高齢者のみ世帯・障害者世帯・ひとり親世帯等については、他の一般世帯より、より配慮した安全安心施策を推進する。	具体的な事業実施にあたっては、対象世帯のプライバシーの問題がある。	新宿
	功績者表彰	区の防犯防火に功績のあった者に対して表彰を行う。	現行条例に区民表彰制度があり条例では規定しない。	港・新宿
	近隣自治体との情報ネットワーク	近隣自治体と協定を結び、防犯防火に関する情報ネットワークを構築する。	「区の責務」の項目に入れる方向も考えられる。	なし
	安全安心協議会の設置	安全安心に係る現状の把握・施策の検討を行うため、安全安心協議会を条例上の機関として位置づけ、継続する。		
	地域防犯防火組織の設置	地域で防犯防火に関する情報交換や防犯防火の取り組みを実施するため、一定の地域単位で防犯防火連絡組織を設置し、区は必要な支援を行う。	地域防犯防火組織設置にあたっての区の役割と既存組織との調整について	なし
	安全安心まちづくり推進地区の指定	区は安全安心施策を重点的に実施すべき地区として「安全安心まちづくり推進地区」を指定する。	区が当該地区を指定する場合の選定基準等について 当該地区で実施する重点施策について	千代田・新宿・杉並
罰則	この条例の規定に違反した者に対し、罰則の規定を設ける。	罰則については条例では規定しない。	千代田・杉並（ともにポイ捨て・路上喫煙に関する罰則）	

